

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第 59号）（子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室）

国において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（以下「国基準等」という。）の一部が改正されたこと等に伴い、本市で定める基準は、原則国基準等どおりとし、「業務継続計画の策定等の努力義務化」及び「感染症又は食中毒防止のための職員研修及び訓練実施の努力義務化」については、他の施設類型の国基準等に合わせて、本市独自に基準を設けることとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第59号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第16条中「第13条、」を削る。

附則第2項中「場合において、保育所が乳児4人以上を入所させるものであるときは、当該保育所に勤務する」を「ときは、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部改正)

第2条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第11条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 幼稚園型認定こども園等は、子どもの通園、当該幼稚園型認定こども園等の園外における教育及び保育のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもが当該自動車に乗車し、及び降車する際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 幼稚園型認定こども園等は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらの一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものそ

の他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの置去り（当該自動車に乗車した子どもを見落とし、その車内から降車させないことをいう。以下同じ。）のおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車に、ブザーその他の子どもの置去りを防止する装置を設置し、及びこれを使用することにより、子どもの所在の確認（子どもが当該自動車から降車する際に限る。）を行わなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条の2 幼稚園型認定こども園等は、感染症や非常災害の発生時において、園児に対する教育及び保育を継続し、並びに早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、並びに当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 幼稚園型認定こども園等は、職員に対し、業務継続計画について周知し、並びに必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼稚園型認定こども園等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、及び必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めなければならない。

第16条第2項を次のように改める。

2 幼稚園型認定こども園等は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置）

第20条の2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

附則第5項ただし書を削り、附則第8項を附則第10項とし、附則第7項を附則第9項とし、附則第6項中「前項」を「附則第5項及び第6項前段」に改め、「小学校教諭等免許状所持者」の右に「及び保健師等」を加え、同項を附則第8項とし、附則第5項の次に次の2項を加える。

6 特例期間に第20条の規定により教育保育職員の数を算定するときは、保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を1人に限り、当該数に算入すること

ができる。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって教育保育職員（前項の規定により算入するものを除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 前2項の場合において、小学校教諭等免許状所持者及び保健師等の総数は、基準教育保育職員数（施設の開所時間等に応じ市長が必要と認める職員が園児の教育及び保育に現に直接従事している場合にあつては、基準教育保育職員数に当該職員の数を加えた数）の3分の1を超えてはならない。

別表第2 1の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同表3の項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同表6の項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

（京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正）

第3条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「特定教育・保育施設」を「幼稚園（特定教育・保育施設であるものに限る。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定教育・保育施設（次項に規定する幼稚園を除く。）は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

第13条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

第16条中「（府令第50条において準用する府令第26条に定める基準を除く。）」を削る。

（京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月22日京都市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項前段中「受けた者」の右に「（以下「保育士登録者」という。）」を加え、同項後段を削り、附則第6項を附則第8項とし、附則第5項を附則第7項とし、附則第4

項後段を削り、同項を附則第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 前3項の場合において、研修修了幼稚園教諭等、保健師等及び研修修了小学校教諭等の総数は、改正後の条例第4条第2項及び第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき教育保育職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項の次に次の1項を加える。

4 改正後の条例第5条第2項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき保育士登録者は、施行日から令和7年3月31日までの間、1人に限り、保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもってこれに代えることができる。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼稚園型認定こども園等については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって保育士登録者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する幼稚園型認定こども園等（以下「幼稚園型認定こども園等」という。）において、改正後の条例第11条第9項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定する装置を設置することにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該装置を設置することを要しない。この場合において、当該幼稚園型認定こども園等は、同項に規定する装置の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）